

令和7年度 保育利用案内

～認定こども園(教育・保育利用)・地域型保育事業～



(入園決定後もこの案内は大切に保管してください。)

入園申請の受付

受付期間(土日祝日を除く)	令和6年10月15日(火)～10月31日(木)
受付時間	午前8時30分～午後5時15分
受付場所	白馬村こども家庭センター (白馬村教育委員会 子育て支援課内) ふれあいセンター3階

※必要書類が全て揃っていない場合は申請を受理できません。申請前に不備や記入漏れがないか必ず確認してください。

※郵送での申請も受け付けますが、締切日必着とします。その場合、提出書類に不備があった場合は受理できませんので、ご注意ください。

令和7年度 保育対象年齢

クラス	生年月日
5歳児	平成31年4月2日～令和2年4月1日
4歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日
3歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日
2歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日
1歳児	令和5年4月2日～令和6年4月1日
0歳児	令和6年4月2日～令和7年4月1日 ※ただし、入園月の初日時点で、生後10か月を経過していること(しろうま保育園、ファミリアはくば)、生後6か月を経過していること(サンライズキッズ保育園)

白馬村こども家庭センター(白馬村教育委員会 子育て支援課内)

〒399-9393 白馬村大字北城 7025 番地

電話 0261-85-8101 / メール kodomoshien@vill.hakuba.lg.jp

目次

- 1 教育・保育施設について
- 2 保育の必要性の認定について（子どものための教育・保育給付認定について）
- 3 新規入園を希望されている方へ
- 4 保育料及び副食費について
- 5 Q&A

1 教育・保育施設について

（1）認定こども園

公立	認定こども園しろうま保育園	白馬村大字北城 6509 TEL：0261-72-3088
定員 180 名 / 延長保育 有り / 受入年齢 生後 10 か月を過ぎた翌月 1 日～		

（2）家庭的保育施設

私立	Familia Hakuba	白馬村大字北城 5976-3 TEL：0261-85-4958
定員 5 名 / 延長保育 無し / 受入年齢 生後 10 か月を過ぎた翌月 1 日～		

※Familia Hakuba では、延長保育を実施していません。

（3）小規模保育施設

私立	サンライズキッズ保育園白馬園	白馬村大字北城 8742-1 TEL：050-8881-1366
定員 19 名 / 延長保育 有り / 受入年齢 生後 6 か月を過ぎた翌月 1 日～		

※サンライズキッズ保育園では、保育標準時間（最大 11 時間）を超えた延長保育の利用ができます。

（4）幼稚園

私立	信学会白馬幼稚園	白馬村大字北城 895-4 TEL：0261-72-7722
定員 60 名（2 歳児定員 6 名） / 延長保育 有り / 受入年齢 2 歳児～（令和 7 年 4 月 1 日時点）		

2 保育の必要性の認定について

(子どものための教育・保育給付認定について)

保育園や幼稚園の利用を希望する場合、利用のための「認定」を受ける必要があります。認定の申請は、子育て支援課への入園申し込みと同時にを行います。※白馬幼稚園への入園を希望する場合は、施設へ入園の申し込みと子育て支援課へ認定の申し込みをする必要があります。認定の区分は下表のとおり３種類あり、区分によって利用できる施設が異なります。

(1) 教育・保育給付認定の種類

認定区分	1号認定	2号認定	3号認定
対象となる お子さん	教育を受ける満 3 歳～5 歳児 (保護者の就労等の要件なし)	保護者の就労等により保育を必要とする満 3 歳～5 歳児	保護者の就労等により保育を必要とする 0 歳～2 歳(満 3 歳まで)
利用できる 施設	白馬幼稚園 しろうま保育園	しろうま保育園	しろうま保育園 Familia Hakuba サンライズキッズ保育園 白馬幼稚園※
施設を利用 できる時間	教育標準時間認定 (4 時間程度の教育時間)	2・3号認定は、保護者の就労時間等によって施設を利用できる時間が2種類に区分されます。 保育標準時間…1日最大 11 時間まで利用可能 (就労の場合、月 120 時間以上勤務) 保 育 短 時 間…1日最大 8 時間まで利用可能 (就労の場合、月 64 時間以上勤務)	

※令和５年度から白馬幼稚園にて２歳児のお預かり（定員６名）を行っています。対象のお子さんの保護者は、就労等の保育を必要とする事由に該当することが認定の条件です。

(2) 保育必要量に応じた施設を利用できる時間

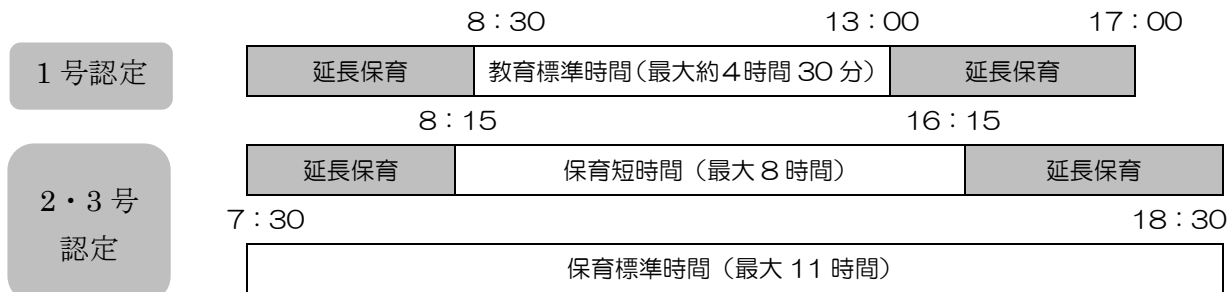
教育標準時間・・・就労等の保育の必要性の制限なし（1号認定のみ）

保 育 短 時 間 . . . 両親ともに就労などの保育を必要とする理由が 64 時間以上の場合

保育標準時間・・・両親ともに就労などの保育を必要とする理由が120時間以上の場合

※保育標準時間については、理由が上記のほか妊娠・出産、病気・障がい、介護、災害復旧、就学、虐待・DVの場合に利用できます。

※「保育短時間」区分の方が「保育標準時間」を選ぶことはできません。「保育標準時間」区分の方は「保育短時間」を選ぶことができます。



(3) 保育を必要とする理由と認定有効期間

保育施設で保育を希望する場合は、保護者（両親）の双方が、次のいずれかの「保育を必要とする理由」に該当することが必要です。認定には有効期間があり、下表のとおり、保育を必要とする理由によって異なります。

保育を必要とする理由

	理由	認定の有効期間	必要書類	保育時間
1	就労 1.会社等に勤務（正規・臨時・パート等）	就労している期間	就労証明書 ※就労証明書は必ず事業主（雇用主）が記載してください。	保育標準時間または保育短時間 ※保育標準時間認定を受けるためには月 120 時間以上の就労、保育短時間認定を受けるためには、月 64 時間以上の就労であることが必要です。
	就労 2.自営業・農業などに従事		就労証明書および添付書類 ・自営業主の場合 確定申告書（第 1 表・第 2 表）、開業届、営業許可証、登記事項証明書などの個人事業を営んでいることが分かる書類を 1 点、 または本人が業務を行っていることが分かる書類（店舗の広告、チラシなど）、売上や収支が分かる書類（請求書、伝票、契約書、納品書など）を 2 点以上提出が必要です。 ・家族従事者の場合 直近の確定申告書（家族従事者に給与賃金が支払われていることが分かるページ）、源泉徴収票や雇用保険被保険証などの書類 1 点、 または給与の支払い状況を証するもの（給与明細、代表者が証明する給与支払い証明書）、従事する業務内容がわかるもの（店舗の広告、メニュー表等）などの書類を 2 点以上の提出が必要です。	保育標準時間または保育短時間
2	妊娠、出産	出産予定月の 2 か月前から、出産月翌月 2 か月間（最大 5 か月間）	母子健康手帳の写し（表紙および出産予定日が記入されたページ）または、医師の証明書	保育標準時間または保育短時間
3	求職活動	3 か月間	求職申立書または、ハローワークの登録証の写しなど	保育短時間

4	就学	就学している期間	在学証明書（実際の就学時間が明記されている書類が望ましい）	保育標準時間または 保育短時間
5	育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	2歳以上児…小学校就学前まで 1歳児…下のお子さんが1歳6か月に到達する月の月末まで	育児休業を取得していることが分かる就労証明書および添付書類 ※就労証明書は必ず事業主（雇用主）が記載してください。 ※自営業・農業などに従事している場合は、「就労2.自営業・農業などに従事」欄をご確認ください。	保育短時間
6	1.保護者の疾病 ・入院1か月以上にわたる者 ・1か月以上の疾病で週3日以上通院 ・一般療養（居宅常時病臥人） 2.心身障がい者	必要と認められる期間 ※必要な期間が1年を超える場合、3歳未満児は年度ごとに申請が必要です。	診断書	保育標準時間または 保育短時間
			身体障害者・療育・精神障害者手帳の写し	
7	同居又は長期入院等している親族の介護・看護（長期にわたる疾病または心身障がいのある者の介護・看護で日中4時間以上の介護・看護）		民生委員の証明および （介護の場合）介護保険被保険者証の写し （看護の場合）医師の診断書または障害者手帳の写し	保育標準時間または 保育短時間
8	災害復旧		り災証明など	保育標準時間または 保育短時間
9	虐待、DV		要相談	保育標準時間または 保育短時間
10	その他		要相談	保育標準時間または 保育短時間

(4) 保育を必要とする理由に関する注意事項

①「2 妊娠、出産」について

- ・認定期間は、出産予定月を基準とした、前後 2 か月間です。ただし、実際の出産月が予定月と前後した場合は、出産月を基準とします。その後、育児休暇を取得中に上のお子さんのお預かりを利用したい場合は、育児休暇中であるという証明（就労証明書等）の提出をしてください。

②「5 育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること」について

- ・令和 6 年度までは、既に保育を必要としているお子さんの保護者が育児休業を取得した場合、3 歳児クラスに在籍するお子さんに限り、継続利用を認め、3 歳未満児クラスに在籍するお子さんに関しては退園としていました（育休退園制度）。

令和 7 年度から、既に保育を必要としているお子さんの保護者が育児休業を取得した場合、3 歳未満児を含む全年齢児※において、継続利用ができるようになります。ただし、退職の場合には 3 歳以上児は 2 号認定から 1 号認定に変更（利用時間が短くなります）の上、継続利用を可能とし、3 歳未満児は退園となります。

※1 歳児については下のお子さんが 1 歳 6 か月の到達する月の月末までの利用とします。また、今後該当児童数の増加等により運用を変更する場合がありますのでご了承ください。

③「3 求職活動」について

- ・面接のための企業訪問やハローワークでの相談など外出を必要とする活動、求職サイトや派遣会社への登録等の活動を指します。単なる求人情報誌等の閲覧や電話等、客観的に証明できない場合は求職活動とみなされません。
- ・同じ年度内に再び求職活動を理由として入園申し込みをすることはできません。

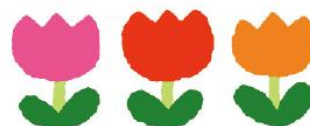
3 新規入園を希望されている方へ

(1) 申し込み期間

入園希望月	申請期限
来年度中	10月15日（火）～10月31日（木）
4月	～3月3日（月）
5月	～4月7日（月）
6月	～5月7日（水）
7月	～6月6日（金）
8月	～7月7日（月）
9月	～8月6日（水）
10月	～9月5日（金）
11月	～10月6日（月）
12月	～11月7日（金）
1月	～12月5日（金）
2月	～1月8日（木）
3月	～2月6日（金）

10 月の申し込み期間には、令和 7 年度中に入園を希望する場合のすべてを受け付け対象としています（申込時点で出生している子に限る）。

その後の入園申し込みについては、入園希望月ごとの申請期限までに、必要書類をすべて揃えて提出してください。入園審査は利用希望月の前月初旬に行います。そのため、**早めに申し込みをしても入園の可否は利用希望月の前月中旬頃まで分かりません**のでご了承ください。

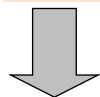


(2) 申し込み方法

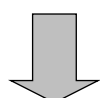
- 申し込み先 白馬村こども家庭センター（白馬村教育委員会 子育て支援課内）
- 提出書類
- ・子どものための教育・保育給付認定申請書兼子育てのための教育・保育給付認定申請書
 - ・保育を必要とする理由を証明する書類
 - ・個人番号届出書
 - ・しろうま保育園入園申込書（しろうま保育園を希望する場合のみ）

(3) 申し込みから利用開始までの流れ（令和 6 年 10 月申し込みの場合）

利用申し込み・給付認定申請 ☆10月15日（火）～10月31日（木）

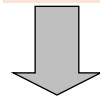


書類審査



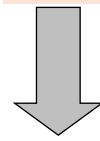
書類内容を確認し、保育の必要性があるかを審査します。提出書類で分からないことがあった場合は、電話での聞き取りや面接、追加書類の提出を求める場合があります。

利用調整



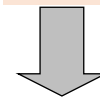
受入可能数を上回る申し込みがあった場合は、白馬村が保育の必要度の高い順（点数制）に利用先を調整します。

給付認定・利用調整結果の通知 ☆1月中旬頃



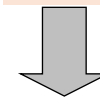
- ・内定した場合
「支給認定証」と「利用決定通知書」を送付します。
- ・内定しなかった場合
「保留通知」を送付します。取下げをしない限り、引き続き4月の審査対象となります。

利用決定施設での入園案内



利用決定施設での入園案内を受けます。通知書発送後に各施設から連絡があります。

保育料決定通知の発送 ☆3月下旬頃



利用開始

(4) 入園申し込みにあたっての注意事項

①提出書類について

- ・申し込みの際は、必要な書類を不備なく揃えて申込期間内にご提出ください。保育を必要とする理由を証明する書類の提出が申込期間内に間に合わない場合は、保育の必要性が確認できないため、申し込みを受け付けることができません。
- ・申込書類は入園資格を判定する大切なものですので、正確かつ丁寧に記入してください。
- ・申込書類に虚偽の記載があった場合、内定取消し又は退園となります。
- ・きょうだい同時に申し込みをする場合は、保育を必要とする理由を証明する書類は1部で構いません。

- ・マイナンバーの提出について、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び「子ども・子育て支援法」の規程に基づき、父母及び申請児童のマイナンバーの提出が必要です。また、なりすましなどを防止するために、申請時にマイナンバーが正しい番号であることの確認と番号の正しい持ち主であることの確認を行います。『個人番号届出書』に給付認定申請者の「申請者氏名」欄に記載された保護者の番号確認書類と本人確認書類の写しを貼付し、提出してください。
- ・提出を受けたマイナンバー及び特定個人情報、子どものための教育・保育給付、子育てのための施設等利用給付に関する事務に使用するものであり、法令で定めるものに必要な目的の範囲内で取り扱います。
- ・マイナンバーの確認ができた方は、税資料の提出は不要です。ただし、市町村民税が未申告である場合、マイナンバーによる情報連携において税情報が確認できない場合は、入園時期に応じて税資料の提出を求めることがあります。

②利用を希望する施設名の記入について

- ・「給付認定申請書」の「利用施設名」に記入のある施設の中で利用施設を決定します。ご記入いただいた施設の中で内定とならなかった場合、他に入園可能な施設があってもご案内はしませんので、利用を希望する施設は必ずすべて記入してください。

③利用調整について

- ・利用の決定は、希望施設ごとに保育の必要性の高いお子さんから順次決定します。希望施設によっては点数が高くても入れない可能性があるため、第一希望施設をどこにするか十分ご検討の上申し込みをしてください。
- ・申し込み期間中に受入可能数を上回る申し込みがあった場合は、利用調整を行います。

④白馬村に転入予定の方が転入前に申し込む場合

- ・入園日までに居住および転入の届出をすることを条件に申し込みを受け付けます。

⑤申し込み後に申し込み内容等に変更があった場合

- ・申し込み内容について、世帯状況の変更（結婚、離婚など）や保育を必要とする理由の変更（就労先が内定したなど）等が生じた場合は、必ず子育て支援課まで連絡のうえ、必要書類を提出してください。
- ・利用調整後、申し込み内容と実際の世帯状況や保育を必要とする理由等に虚偽があることが判明した場合には、内定取り消しとなります。

⑥申し込みを取り下げる場合

- ・転出が決まったなどにより、保育の必要がなくなった場合には、申込取下げの申請書の提出が必要です。子育て支援課までお電話ください。

(5) 入園後の手続きについて

①教育・保育給付認定内容の変更について

氏名、住所、世帯構成、就労先など保育を必要とする理由等に変更が生じた場合は、給付認定の変更申請（届出）が必要です。申請の際は、変更に伴う必要書類の添付が必要です。

例）就労を理由に認定を受けていて、就労状況に変化（勤務時間の変更など）があった場合や、就労から離れる（退職、産前休暇など）場合→保育必要量に変更になる要因となった事実の発生以降の申請であれば申請日の属する月の翌月からの変更となります。

②『現況届』の提出について

保育を必要とする理由に引き続き該当しているかどうかの確認と、新年度の継続確認を兼ねて、年に 1 度「現況届」の提出をしていただきます。



4 保育料及び副食費について

(1) 幼児教育・保育の無償化について

令和元年 10 月 1 日から、幼児教育・保育の無償化が開始されました。満 3 歳になった後の 4 月 1 日から小学校入学前までの 3 年間を基本とし、教育・保育施設の保育料を無償化します。

※幼稚園については、入園可能時期に合わせて、満 3 歳（3 歳になった日）から無償化します。

※通園送迎費、食材費（主食費・副食費）、行事費など実費部分はこれまでどおり保護者負担（無償化対象）となります。

(2) 保育料の算定方法

子ども・子育て支援新制度における保育料は、公立・私立の区別はありません。

- ・保育料は、保護者（父母）の市町村民税所得割課税額の合計額、保育必要量（保育標準時間・保育短時間）により算定します。ただし、家族の状況によっては、同居の祖父母の市町村民税所得割課税額の合計額で算定する場合があります。
- ・保育料の年齢区分は、当該児童の入園年度の 4 月 1 日現在の年齢を適用します。3 歳の誕生日を迎えても、その年度内は無償化になることはありません。
- ・月途中入園及び月途中退園の場合は、日割計算により算定します。
- ・確定申告が行われていない場合や、その当時海外にいて収入資料の提出がない場合は保育料の算定ができません。該当する場合は、支給課税資料（住民税（非）課税証明書等）を提出してください（※収入がなかった場合でも、税法上配偶者等の扶養になっていない方は、収入がなかったことを申告する必要があります）。

(3) 保育料の算定上、提出が必要な書類

①令和 6 年 1 月 1 日以降、日本国内にいなかった場合

海外での収入が分かる書類の提出が必要です。子育て支援課までお問い合わせください。

②通常の確定申告期間以降に、確定申告・修正申告等により税額変更があった場合

申告書等の写しを速やかに提出してください。

③その他教育・保育給付認定の変更がある場合

保育必要量、世帯構成（保護者の結婚、離婚など）等の変更に伴って、保育料が変更になる場合があります。「教育・保育給付認定変更申請書」を提出してください。保育料が変更になる場合は、その申請が初日であればその月から、それ以降であれば提出日の属する月の翌月からの変更となります。

(4) 保育料の算定年度の切り替えの時期について

保育料は、4 月分から 8 月分は令和 6 年度（令和 5 年中所得）、9 月分から翌年 3 月分は令和 7 年度（令和 6 年中所得）の市町村民税所得割課税額によって算定されます。令和 7 年度の市町村民税所得割課税額が前年度と異なり、階層区分が変わった場合、9 月分から保育料が変更になります。3 歳未満児の 9 月以降の保育料については、変更の有無に関わらず 8 月中に通知します。

(5) 保育料の減免について

・1 号認定（満 3 歳以上児・教育認定）

教育標準時間（最大 4 時間 30 分）の保育料は無償です。ただし、教育標準時間を超えた延長保育は別途利用料が発生します。

副食費（主食費・副食費）は実費負担となります。ただし、村民税所得割額 77,101 円未満または、小学 3 年生のお子さんから数えて第 3 子以降のお子さんは副食費を免除します。

・2 号認定（4 月 1 日時点 満 3 歳以上児・保育認定）

保育短時間・保育標準時間にかかわらず、すべてのお子さんの保育料は無償です。ただし、保育短時間利用のお子さんが延長保育を利用した場合は別途料金が発生します。

副食費は実費負担となります。ただし、村民税所得割額 57,700 円未満（ひとり親、障がい世帯については村民税所得割額 77,101 円未満）または、就学前子どもから数えて第 3 子以降のお子さんは副食費を免除します。

・3 号認定（4 月 1 日時点 満 3 歳未満児）

①以下の条件に当てはまる世帯のお子さんは、保育料が無償となります。

- ・住民税非課税世帯のお子さん
- ・村民税所得割額が 57,700 円未満で兄、姉が 2 人以上いる場合
- ・村民税所得割額が 77,101 円未満でひとり親世帯・障がい者世帯で兄・姉一人以上いる場合
- ・村民税所得割額が 77,101 円以上で保育所等の施設に兄・姉が 2 人以上いる

②ひとり親等の世帯で所得割課税額が 77,101 円未満の世帯について、世帯で第 1 子は 3-1 階層の額となります。

③ ②の場合を除き、所得割課税額が 57,700 円未満の世帯は、第 1 子は半額、第 2 子は無償となります。

④ ②と③の場合を除き、同一世帯から 2 人以上の児童が認定こども園、保育所、幼稚園等に入所して

いる場合は、最年長の児童から順に2人目は半額、3人目以降は無償となります。

⑤ ②と③及び④の場合を除き、所得割課税額が57,000円未満の世帯は、第2子は半額、第3子は無償となります。

⑥上記以外のお子さんの保育料については、保育料月額表（p.10）の基準で徴収します。3歳未満児の副食費（主食・おかず・おやつ）は保育料の中に含まれています。

※食材料費、行事費、延長保育料、支援ルームでの一時預かり料等は無償化の対象外です。

（6）副食費について

副食費は月額1号認定3,100円（昼食）、2号認定は4,400円（昼食とおやつ）です。副食費免除対象者には保育料決定通知を送付する際に、「副食費免除のお知らせ」通知を送ります。この「副食費免除のお知らせ」が送付されない場合は、副食費の無償化対象者ではありません。

（7）保育料の支払いについて

お支払いは原則口座振替となりますので、入園決定後に希望の金融機関にて口座振替依頼手続きが必要です。納付書払いを希望する場合は、納付書を送付します。

・口座振替のできる金融機関

大北農協・八十二銀行・長野銀行・松本信用金庫・ゆうちょ銀行の各支店及び本店

白馬村保育料月額表

（単位：円）

定義			利用者負担			
階層	世帯の階層区分		3号認定		2号認定	1号認定
			保育標準時間	保育短時間	標準時間短時間	教育標準時間
1	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯		令和元年度 10月より無償化 されました		令和元年 10月より 無償化 されました	令和元年 10月より 無償化 されました
2-1	1階層を除く市町村	ひとり親等の世帯				
2-2	村民税非課税世帯	ひとり親等の世帯以外の世帯				
3-1	1階層を除く市町村	所得割課税額が48,600円未満の世帯（ひとり親等の世帯）	8,000	6,000		
3-2	村民税課税世帯	所得割課税額が48,600円未満の世帯（ひとり親等の世帯以外の世帯）	17,000	15,000		
4		所得割課税額が48,600円以上97,000円未満の世帯	25,000	23,000		
5		所得割課税額が97,000円以上169,000円未満の世帯	34,000	32,000		
6		所得割課税額が169,000円以上301,000円未満の世帯	42,000	40,000		
7		所得割課税額が301,000円以上397,000円未満の世帯	52,000	50,000		
8		所得割課税額が397,000円以上の世帯	62,000	60,000		

5 Q&A

① 申込に関すること

Q1 年度途中からでも入園できますか？

- A 施設に空きがある場合は入園できます。ただし各月ごと申込期限がありますので、「新規入園を希望されている方へ」(p.5)を参照してください。また、例年3歳以上児は比較的に入園しやすいですが、3歳未満児は定員に達し、入園保留となる場合もあります。

Q2 施設の空き状況を確認するにはどうしたらよいですか？

- A 子育て支援課へお問い合わせください。
※白馬幼稚園の空き状況については、幼稚園に直接お問い合わせください。

Q3 入園希望の施設がすでに定員に達し、空きがなかった場合に申し込みはできますか？

- A 申し込みはできますが、保留通知を送付します。一度申請していただければ、施設に空きがあった場合に審査対象にすることができます。

Q4 令和7年3月中に白馬村へ転入予定ですが、令和7年度当初(4月)からの入園申込はできますか？

- A できます。ただし、入園希望開始日までに白馬村に住民登録をすることが条件となります。
万が一住民票の登録ができていなかった場合は、入園決定取り消しとなりますのでご注意ください。

Q5 子どもは何歳から入園できますか？

- A 0歳児保育を行っている施設の内、しろうま保育園とFamilia Hakubaは、出産して10か月を過ぎた翌月の1日から入園ができます。サンライズキッズ保育園は、出産して6か月を過ぎた翌月の1日から入園ができます。

Q6 里帰り出産をしたいのですが、その間上の子を里帰り先の施設に入れられますか？

- A できます。広域入所制度があります。里帰り先の施設に空きがあれば入園ができます。里帰り先の施設の空き状況をご確認の上、子育て支援課までお問い合わせください。

Q7 入園途中に育児休業に入ります。継続して利用できますか？

- A 育児休業を取得していることが分かる証明書(事業主が証明する就労証明書)を提出の上で継続利用ができます。ただし、1歳児のお子さんは下のお子さんが1歳6か月に到達する月の月末までの利用となります。

Q8 求職活動の要件で入園申込を考えています。入園可能期間である3ヶ月間に就職できなかった場合、どうなりますか？

- A 就職できなかった場合は退園となります。求職を理由に申込みをすることは、1年度中に1回までです。

Q9 入園は先着順ですか？

- A 先着順ではありません。ただし申請期間内に提出がなかった方、またすべての書類が揃わなかった方は優先順位が下がりますので、期限内の提出をお願いします。

Q10 パート勤務より常勤の方が入園しやすいでしょうか？

A 雇用形態によって優先順位が下がることはありません。勤務時間等によって優先順をつけています。

Q11 年間を通して申し込む場合と、一部期間のみの申込と優先度に違いはありますか？

A 施設によっては優先度に違いがあります。Familia Hakuba への入園を希望する場合は、通年で利用申し込みをした方を優先します。他施設では保育の必要性の高い方を優先的に入園決定します。

Q12 申請期限に提出書類が間に合わなかった場合、優先度は下がりますか？

A 申請期間中にすべての書類がそろった方を優先して入園審査を行います。一つでも提出書類がそろわない場合は受付ができません。

② 申請書に関すること

Q13 利用希望園は第2希望や第3希望まで記入した方がよいですか？（未満児のみ）

A 園の定員を超過してしまった場合、利用調整（選考）が行われます。利用調整により、他の児童より保育の必要性が低いと判断された場合、第1希望の保育施設への入園ができない可能性があります。第1希望の保育施設に入園できない場合、第2希望や第3希望の施設の記載がない場合は、入園希望がないものとして判断します。

Q14 就労証明書等の保育の必要性を証明する書類は、同居の親族等の書類も必要ですか？

A 父母の分のみで結構です。

Q15 きょうだいで申し込みをする場合、証明書はきょうだいそれぞれに必要ですか？

A 一部で結構です。

Q16 入園申込は郵送でもできますか？

A 郵送での申し込みもできます。不備があった場合には締め切り日までに修正されていないと審査対象外となりますので、事前の確認をお願いします。不備があった場合には子育て支援課から連絡します。

③ 保育料に関すること

Q17 保育料は1年間同じ金額ですか？

A 前期と後期で異なる場合があります。4月～8月までは前年度の、9月～3月までは当年度の村民税所得割課税額をもとに判定します。4月、8月に保育料決定通知を送付しますのでご確認ください。

Q18 3歳未満児の副食費はいくらですか？

A 保育料に含まれています。

Q19 離婚・再婚した場合、保育料等は変わりますか？

A 保育料等が変更になる場合があります。子育て支援課までお問い合わせください。

Q20 保育施設等を利用しない日があった場合も保育料等はかかりますか？

A 体調不良や家庭の事情等でお休みの場合でも保育料はかかります。ただし、1 か月以上のお休みが事前にわかっている場合には一時利用停止届を提出することで、一時休園扱いとなり該当期間だけ日割り料金となります。

Q21 月途中で入園・退園をした場合、保育料等は日割り計算されますか？

A 日割り料金です。

Q22 修正申告をして村民税が変わったのですが、保育料も変わりますか？

A 保育料が変更になる場合がありますので、子育て支援課までお問い合わせください。

Q23 保育料の口座振替手続きをした場合、いつから振替になりますか？

A 金融機関に口座振替依頼書を提出した翌月または翌々月から利用できます。

Q24 幼児教育・保育の無償化により、保育料等は全額無料になるのでしょうか？

A 保育に関する利用料すべてが無料になるわけではありません。「保育料及び副食費について」(p.8)を参照してください。

Q25 現在産前産後の要件で、上の子が通園しています。要件の5 か月を経過した場合どうなりますか？

A 育児休業を取得する場合は、証明書(就労証明書)の提出の上、継続利用が可能です。退職した場合、3歳以上児は1号認定となり利用時間は短くなります。3歳未満児は退園となります。

④ その他よくある問い合わせ

Q26 就労の要件で入園していますが、入園後に仕事を退職してしまいました。その場合どうなりますか？

A 3歳以上児(2号認定)の場合は1号認定として利用可能です。ただし利用可能時間に制限があります。3歳未満児(3号認定)の場合は退園となります。退職される場合は直ちに子育て支援課および各園にお知らせください。

Q27 1号認定と2号認定の違いは何ですか？

A 1号認定は両親の保育の必要性がなくても取得できる認定です。2号認定は両親が就労等で子どもをみることができない方が取得できる認定です。利用できる時間が異なります。「子どものための教育・保育給付認定について」(p.2)を参照してください。

Q.28 事前に保育施設を見学することはできますか？

A できます。見学前には必ず各施設へ電話にて確認してください。

Q29 退園したいときは、どのような手続きが必要ですか？

A 子育て支援課にお問い合わせください。退園届の提出が必要です。

Q30 保育必要性の事由が変わりました。どのような手続きが必要ですか？

A 子育て支援課、または各園に直ちに申し出てください。変更申請書の提出が必要です。再提出していただいた証明書をもとに再審査します。場合によっては保育の必要性が認められず入園を継続できない場合もあります。

Q31 勤務先が変わりました。どのような手続きが必要ですか？

A 直ちに新しい勤務先の就労証明書を提出してください。

Q32 慣らし保育とは何ですか？

A 段階的に保育施設の環境に慣れるように、入園開始日から1週間程度行う保育のことです。各施設により、慣らし保育の期間は異なりますのでご注意ください。



来年度入園申し込みについて、ご不明点等ございましたら下記までお問い合わせください。

白馬村こども家庭センター（白馬村教育委員会 子育て支援課内）
〒399-9393 白馬村大字北城 7025 番地
電話 0261-85-8101 / メール kodomoshien@vill.hakuba.lg.jp